

第一篇 上田町上田市と成る

第一章 市制の施行

市制の施行

上田市制施行の資格を具ふ

上田市制施行の
内省告示

上田町は明治二十二年町村施行の際、常入常盤城二村の併合に由り、東西に向て大に其境域擴張せしが、之と同時に戸口亦増加し、爾來各般に亘り、町勢の發展著しきものがあつた。之れに依て大正四、五年の比より、識者間には自治政の完璧と、上田町將來の大發展を期せん爲めには、市制施行の必要ありと議する者、漸く多きを加ふるに至りしが、大正七年に入りては人口既に三萬有餘に及び、且諸施設亦整備の域に達し優に市制施行の資格を有するに至つた。而して時恰も町民衛生上最緊要なりと認められし、上水道布設の議盛に唱へられ、此水道布設事業は市制施行と重大關係ありしを以て諸方面に就て詳細周密なる調査を遂げ、大正七年十一月町會の議決を以て、内務大臣に向ひ市制施行の申請書を提出した。翌大正八年四月二十九日内務省告示第二十九號を以て

明治四十四年法律第六十八號市制第三條及同年法律第六十九號町村制第三條に依り、大正八年五月一日ヨリ、長野縣小縣郡上田町ヲ廢シ、其區域ヲ以テ上田市ヲ置ク、

と告示せられ、五月一日より小縣郡上田町を廢し新に其區域を以て上田市を置く事となり、茲に町民年來の宿望は達せられ、長野松本二市と相並び長野縣内三市の一と成つた。

第二章 市諸機關

第一節 市役所

市諸機關

市役所

市會議員の選舉



市役所

市役所には此時まで上田町役場として使用しつゝありし建物、即ち舊女子小學校々舎表正面三階造の部を以て之に宛つる事とした。位置は略市の中央で、地學上の位置は東經百三十八度十五分北緯三十六度二十四分である。もと上田城趾三の丸大手榭形内で前面には土居今猶其形存すがあり正面土橋を境として、南北に堀口十八間深二門の堀ありしも、今は既に埋立られ其處に街錦町が出来たので、往時の壯觀と奥床しさが失はれたのである。

第二節 市會議員の選舉

市制施行に由り、今迄の町會議員は上田町と云ふ行政區が上田市と云ふ行政區に變つた爲め自然消滅し、新に上田市としての市會議員を更めて選舉する事となり、上田市長臨時代理細川吉次郎の手に依り、大正八年七月市會議員選舉が行はれ、第一期議員として左記人々の當選

市會議員表
第一期

を見、十七日就職した。

氏名	級別	氏名	級別	氏名	級別
瀧澤一郎	三	勝俣英吉郎	二	伊藤傳兵衛	一
關口戒三	三	關口儀兵衛	二	早川美作	一
畑金次郎	三	高畑與吉	二	濱村幾次郎	一
淺井敬吾	三	新井百平	二	箱山茂平太	一
平林忠作	三	宮入治作	二	笠原善吉	一
片岡貞三郎	三	小林佐源太	二	瀧澤助右衛門	一
丸山平八郎	三	烏田良左衛門	二	成澤伍一郎	一
中野四郎	三	小宮山善四郎	二	成澤忠兵衛	一
金澤九一郎	三	横澤寛三郎	二	兎東鍾一郎	一
宮下辨登	三	丸山源兵衛	二	鵜澤林藏	一

左に序を以て第二期以後の議員名も掲載して置く

第二期

第二期 大正十二年七月十六日就職

氏名	級別	氏名	級別
大石 信	二	成澤伍一郎	一
唐澤慶次郎	二	濱村幾次郎	一
桐澤重次	二	田中宗次郎	一
宮下智三郎	二	小宮山善四郎	一
丸山作造	二	瀧澤 一郎	一
片岡源一郎	二	關口儀兵衛	一
田口伴六	二	柳澤 富八	一
淺井敬吾	二	窪田 保	一

第四紀 第一篇 市會議員の選舉

第四紀 第一篇 市會議員の選舉

- 二 春原金吾 一 關口彌兵衛
- 二 金井文三郎 一 飯島新三郎
- 二 宮下元助 一 伊藤傳兵衛
- 二 片岡吉太郎 一 宮下辨覺
- 二 畑金次郎 一 島田彌右衛門
- 二 笠原善吉 一 横關一郎
- 二 宮下勝壽 一 勝俣英吉郎

第三期

昭和二年七月十六日就職

- 增田清八 丸山作造 六川豊吉 小林恒雄 笠原善吉
- 清水高市 羽田清吾 小笠原盈治 大石信 柳澤文三郎
- 唐澤勇 黒崎長作 堀内正嗣 横關一郎 中澤寅重
- 成澤伍一郎 塚田友四郎 伊藤傳兵衛 小鳥省吾 成澤勇
- 桑原八郎右衛門 北澤一二三郎 轟 茂 濱村幾次郎 永野梅次郎
- 島田彌右衛門 田中良太郎 中村桃太郎 松野喜太郎 宮下勝壽

第四期

昭和六年七月十七日就職

- 宮下智三郎 栗山信夫 中澤賢三 小山飛傳八 成澤勇
- 上村實 山崎勇平 名取新一 中澤勝治郎 上原正之助
- 半田儀左衛門 濱村幾次郎 丸山源兵衛 小池太藏 中村桃太郎
- 長谷部賢 柳澤文三郎 矢島暢 池田重德 堀内正嗣
- 關口彌兵衛 島田甲子郎 中澤丙三 柳澤治三郎 林幸助
- 柳澤清八 成澤忠兵衛 片岡吉太郎 宮下辰三 瀧澤一郎

第五期

昭和十年七月十七日就職

- 花岡爲雄 葛西熊吉 宮下辰三 唐澤勇 丸山作造

市長選舉

第三節 市長選舉

宮川源太	小山昌造	鷺見保雄	田中文三郎	中澤丙三
成澤勇	松尾時次郎	坂本新太郎	田中久藏	石森治三郎
堀内正嗣	細川藏三	須藤定吉	北村寛三	上原正之助
佐藤太仲	柳澤文三郎	島田甲子郎	小池太藏	片岡一郎
小林九十九	林幸助	名取新一	松井鳳平	増田清八

初代上田市長

第一候補細川吉次郎當選す

細川吉次郎初代上田市長に就任

歴代市長助役

初代上田市長市制施行當初は此時に至る迄上田町長の職に在りし細川吉次郎、上田市長臨時代理を命ぜられ市長決定まで市長の事務を攬つた、大正八年八月五日初代上田市長選舉の市會が開かれた。出席議員三十名、臨時上田市長代理細川吉次郎開會を宣し、市會議長成澤伍一郎議事を開き、内務大臣の達に依り、市長候補者三名推薦の爲め選舉を行ふべき旨を宣告し、先づ第一候補者に付き選舉を行つた。其結果有効投票三十票無効投票無、得票三十票にて細川吉次郎過半数を得たるを以て、之を第一候補者の當選とし、次に第二候補者の選舉を行ひ、有効投票二十九票無効一票、得票數十八票安藤兎毛喜、十一票飯島保作の結果にて、過半数を得たる安藤兎毛喜當選と確定し、次に第三候補者の選舉に移り、其結果二十一票飯島保作九票大熊政五郎の得票あり、飯島保作過半数を以て當選し、法定の市長候補者茲に定まり、上申裁可を仰ぐ事と成つた。

同年八月二十一日第一候補者、細川吉次郎裁可となり初代上田市長に就任した。

市長名

細川吉次郎

就職年月日

大正八年八月廿一日

退職年月日

大正十三年五月二十五日

勝 俣 英 吉 郎

大正十三年七月十四日

昭和五年四月七日

成 澤 伍 一 郎

昭和五年五月九日

現在

助役名

大 熊 政 五 郎

大正七年八月五日

昭和二年八月三十一日

柴 崎 新 一

昭和三年八月十六日

現在

市行政區設置

第四節 上田市行政區設置

市制第八十二條に依り、大正八年八月上田市行政區を設置せしが、大正十年城下村の上田市併合の事ありしに依り、同年九月十七日小牧諏訪形御所中之條の四區増加となり、又市街の發展に伴ひ、大正十一年三月十八日材木町區を、同十二年二月三日三好町區を、同年三月二十八日北常田區を、昭和四年一月二十日愛宕町區を増加した。依て大正八年當時に比する時は八區を増したのである。又區名を改稱した所あり、現今にては左の區と成て居る。

上田市行政區

區名稱 區々 域

踏 入 大字常入の内踏入、東町田の一部、中村の一部、隅田、古屋敷、西久保、山根、東町田、

手筒町、堂の木、式ノ三郎、北上川原

上常田 同上常田、狐坂、宮前の一部、宮東の一部、鍛冶町、歸り石、年々田、舞台、東町田の一

部

中常田 同中常田、前田の一部、宮前の一部、宮東の一部、捨空寺下、下屋敷、中川原

下常田 同下常田、前田の一部

- 北常田 同金山、井戸尻の一部、橋詰、横卷、櫻町
- 材木町 同西小深、下境田、上境田、東小深、蛭澤、井戸尻の一部、下向田、上向田、樋下
- 北天神町 同北天神町、東天神、西天神、清水尻の一部、權現坂下、車坂下、樋下、大字小牧字城下の一部
- 南天神町 同清水、榎、清水尻の一部、大字小牧字鴨池、大字御所字城下河原
- 横町 大字上田の内横町
- 海野町 同海野町
- 鷹匠町 同鷹匠町の一部
- 常田町 同上常田町、下常田町の一部
- 松尾町 同鷹匠町の一部、下常田町の一部
- 厩裏町 同厩裏町
- 新參町 同新參町、舊館、上田、丸堀町の一部
- 丸堀町 同丸堀町の一部、葭原町
- 原町南 同原町の一部、馬場町の一部
- 原町中 同原町の一部
- 原町北 同原町の一部、柳町の一部
- 馬場町 同馬場町の一部、鍛冶町の一部、田町の一部
- 袋町 同袋町
- 鍛冶町 同鍛冶町、坂井田の一部
- 田町 同田町

上鍛冶町 同上鍛冶町

上川原柳 同川原柳の一部(番屋小路以東)、日蔭田、竈田の一部、五入道、中丘

下川原柳 同川原柳の一部(番屋小路以西)

愛宕町 同坂井田の一部

上房山 同上房山、幸町

下房山 同下房山の一部

新田 同新田、竈田の一部、道神、大星前、秋葉裏

柳町 同柳町の一部、八幡東の一部

上紺屋町 同紺屋町、八幡東の一部

下紺屋町 同下紺屋町、八幡東の一部、八幡西、八幡裏

木町 同木町、丸堀町の一部

北大手町 同鎌原町

鎌原 大字常盤城の内字鎌原、北沖の一部、豊原の一部

新屋 同新屋、北沖の一部

豊原 同山根、塚穴、豊原の一部

柳原 同柳原、小路の一部

西脇 同上須波、上田城廻り、石の街の一部、小路の一部、上平

新町 同下須波、下城、石の街の一部、建の一部

諏訪部 同泉の郷、諏訪の郷、泉崎、上欠下の一部、下屋敷、土手添

生塚 同生塚、生心

小 牧 大字小牧の内字四ツ家、山下、裏田、外手

諏訪形 大字諏訪形の内字法泉寺海道、高町、若宮、雲雀、堂村、東浦、小森、辻田、北浦、北田中、南田中、北田中浦の一部、堀尻、南中田、新井の一部、中村の一部、石田、宮田、窪代、中澤、西棗田、東棗田、東森ノ木、砂田、西森ノ木、腰卷、須川、加澤、前田、大字御所字稗田の一部

三好町 大字諏訪形の内字北田中、浦の一部、田中浦の一部、新井の一部、中村の一部、西海道、

大字御所の内字赤岩の一部、糠田の一部、稗田の一部

御 所 大字御所字木ノ下、上辻、下辻、横堰、上満丁、中満丁、丁満下、稗田の一部、石田、糠田の一部、赤岩の一部

中之條 大字中之條一圓

區長任期二ヶ年

區長

以上の各區には、任期二ヶ年の區長及區長代理各一人を置き區内の事務を掌らしむる事とし、定めたる土地の區域以外の居住者は、市長に於て便宜と認むる區を指定して之に屬せしむる事とした。

第五節 上田市有給吏員定數及徽章

上田市有給吏員定數

大正八年五月一日府縣制第八十六條に依り、長野縣知事の決定ありしが、同年八月十二日書記廿二名を廿五名に改め同年十一月技手二名を三名に改め、大正十年十月十九日に書記廿八名技手四名に増加せしが、其後時に依り増減ありしが、昭和十一年三月商工主事補一名を加へ、現在の定數は左の如である。

一、主事三名、年俸八百圓以上千四百圓以内 一、技師一名、年俸八百圓以上千五百圓以内 一、書記卅一名、月俸三十圓以上八十圓以内

一、技手六名、月俸三十五圓以上
百二十圓以内 一、農林主事補一名、月俸書記
同 一、商工主事補一名、月俸書記
同

一、書記補五名、月俸二十五圓以上
五十圓以内 一、掃除監督一名、月俸四十圓以上
七十圓以内 一、掃除監視二名、月俸

二十五圓以上
六十圓以内 一、水道巡視三名、月俸掃除巡
視に同 一、公會堂書記一名、月俸二十五圓以上
五十圓以内 一、職業紹介所

書記一名、月俸三十圓以上
七十圓以内 一、職業紹介所書記補一名、月俸二十五圓以上
五十圓以内

吏員の徽章
吏員は職務從事
中徽章を佩用す
べし

其後吏員の徽章を制定し、上田市吏員は掃除監視吏員の外は、上田市吏員徽章規程に遵て、職務に従事する時は、經六分銀七寶入製の櫻花形の徽章を佩用左胸
部にする事とした。而して此徽章は新任の時之を交附し、退職の際は之を返納し、若し紛失せし場合は實費辨償の内規である。

第三章 諸規程及條例の制定

第一節 上田市會々議規則

市會々議規則

上田市會々議規則及傍聽人規則

第一章 總 則

假議長

第一條 議員の議席は改選毎に抽籤を以て之を定め番號を付す

補缺議員は其前任者の議席に據る

第二條 改選後初めて開く市會に於て議長の選舉を行ふ場合は年長の議員を以て假議長となす

第三條 議員缺席する時は當日開會時刻迄に其事由を議長に届出づべし

第四條 議員の着席又は退席は號令を以て之を報ず